

## 工事現場等における施工体制の点検要領

(平成18年3月31日制定・要領第103号)

改正 平成26年 7月24日・平成26年要領第192号(イ)

改正 平成27年 3月30日・平成27年要領第 67号(ロ)

改正 平成28年 6月17日・平成28年要領第 76号(ハ)

改正 平成29年11月30日・平成29年要領第195号(ニ)

### 1. 目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号。以下「適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)においては、適正化指針に掲げる事項を内容とする要領の策定等により、統一的な監督の実施に努めることとされたところである。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保の徹底が求められていること等を背景として、「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年6月4日平成26年法律第55号)が公布され、適正化指針についても同年9月30日一部改正されたところである。(ロ)

さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月31日法律第18号)が施行され、工事の監督及び検査並びに施工状況の確認とその評価を適切に行うことが発注者の責務とされたところである。

また、健康保険(健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定)、厚生年金保険(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定)及び雇用保険(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定)(以下「社会保険等」という。)について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」(平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ)及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成24年1月27日)において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要とされたところである。(ニ)公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者等の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。さらには、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担すること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげることに加え、発注者としても公平で健全な競争環境を構築することが重要である。(ニ)

本要領は、当社が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事

項等を定め、もって工事現場の適切な施工体制の確保に資するものとする。

## 2. 適用対象

点検のうち監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任制に関する点検は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事（請負代金の額が 3,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000 万円以上のもの。）について行うこととする。

また、施工体制台帳に関する点検及び社会保険等未加入対策などその他の点検は、下請契約を締結した全ての工事について行うこととする。（ロ）（ハ）（ニ）

## 3. 点検事項等

### 1) 点検事項

適正化法及び適正化指針において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

### 2) 建設業許可部局等への通知

点検により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、支社長（社会保険等未加入対策は、本社財務部長）から、当該建設業者が国土交通大臣許可業者の場合は建設業者の本店所在地を管轄する地方整備局長に対し、都道府県知事許可業者の場合は当該許可を受けた都道府県知事に対し、その事実を通知すること。また、当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する（当該工事が行われている場所の）都道府県知事に対し、別記様式によりその事実を通知（以下「建設業許可部局等への通知」という。）すること。（ロ）（ニ）

- 一 建設業法第 8 条第 9 号、第 10 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）、第 11 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）、第 12 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）若しくは第 13 号（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）又は第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号から第 8 号までのいずれかに該当すること。
- 二 適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項、同条第 1 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと。
- 三 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反したこと。（ニ）

### 3) 工事成績への反映

入札契約手続における監理技術者等の専任制の点検及び工事現場における施工体制の点検を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容に応じて、工事成績評定に適切に反映すること。

## 4. 入札契約手続における監理技術者等の専任制の点検等

### 1) 入札前における点検等

ア. 支社及び事務所（以下「支社等」という。）の契約担当部署及び工事担当部署において、一般競争入札及び条件付一般競争入札の工事の申込者を対象に、配置予定の監理技術者等の他工事の従事状況（工事名、工期など）を、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。

- イ. 工事従事実績確認検索システム<sup>(注)</sup>を用いて配置予定の監理技術者等が重複していないか点検すること。(ニ)
- ウ. 申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、同システムにて監理技術者等の所属及び資格者証保持の点検をするとともに、申込者に申請書等の内容について確認し、理由を付記した文書を提出させること。
- エ. 申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めないこと。なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。

## 2) 入札後、契約前における点検等

- ア. 支社等の契約担当部署及び工事担当部署において、落札者を対象に、工事従事実績確認検索システムを用い配置予定の監理技術者等が重複しないことを点検すること。(ニ)
- イ. 重複があった場合は、同システムにて監理技術者等の所属及び資格者証保持の点検をするとともに、落札者に申請書等の内容について確認し、理由を付記した文書を提出させること。
- ウ. 専任制違反となる事実が確認された場合、契約を締結しないこととする。なお、発注者が承認した場合（病気・死亡・退職等極めて特別な場合で止むを得ないものとして承認することをいう。）は、この限りではない。

## 3) 契約後における点検等

- ア. 監督員は、請負金額 3,500 万円以上（建築一式は 7,000 万円以上）の契約工事のうち、専任の監理技術者等を配置する工事については、当該工事の契約書類に基づく工事カルテの登録後、工事従事実績確認検索システムを活用して、監理技術者等の重複、所属又は資格者証保持のチェックによる疑義情報を入手すること。(ハ) (ニ)
- イ. 監理技術者等としての専任を要する工事相互において重複、所属又は資格者証保持に疑義があるとの情報の提供を受けた工事について、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を確認し、理由を付記した文書を提出させること。
- ウ. 専任制違反の事実が確認された場合、必要に応じ契約を解除し、又は是正させたうえで施工させるものとする。いずれの場合においても、指名停止及び工事成績への反映を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者等の交替は監督員が承認した場合の外は認めないこと。

(注) 工事従事実績確認検索システム：テクリス・コリンズを運営管理し情報提供を行っている協議会（JACIC（(一財)日本建設情報総合センター））により提供されているシステム（ニ）

## 5. 現場における施工体制の把握

### 1) 監理技術者資格者証等の点検等

配置予定監理技術者に、工事着手前等に監理技術者資格者証等の提示を求め、工事請負契約書第 10 条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合には、必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知、工事成績への反映、工事請負契約書第 47 条第 1 項第 3 号に基づく契約の解除等）を講じること。

### 2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検等

工事請負契約書第 10 条に基づく通知による監理技術者等が、申請書等に記載された配置予定技術

者と同一人であり、元請負会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知、工事成績への反映、工事請負契約書第 47 条第 1 項第 3 号に基づく契約の解除等）を講じること。

3) 現場の常駐状況の点検等

現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知、工事成績への反映、工事請負契約書第 47 条第 1 項第 3 号に基づく契約の解除等）を講じること。

4) 施工体制台帳の点検等

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知、工事成績への反映、工事請負契約書第 47 条第 1 項第 4 号に基づく契約の解除等）を講じること。

5) 施工体系図の点検等

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知、工事成績への反映、工事請負契約書第 47 条第 1 項第 4 号に基づく契約の解除等）を講じること。

6) 施工体制の点検等

施工体制が一括下請負に該当していないかを、施工体制台帳及び施工体系図を参照して実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

点検の結果、不適切な点があった場合は必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知、工事成績への反映、工事請負契約書第 47 条第 1 項第 4 号に基づく契約の解除等）を講じること。

7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検等

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること、及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置（工事請負契約書第 12 条に基づく措置請求、建設業許可部局等への通知等）を講じること。

8) 社会保険等未加入対策の点検等（二）

以下に定める届出の義務を下請業者（二次以下の下請を含む。当該届出の義務がない者を除く。）が、全て履行しているか施工体制台帳を参照して点検すること。

イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

ロ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ハ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

点検の結果、1 項目でも不履行があった場合は、受注者に対する改善要求及び必要な措置（建設業許可部局等への通知、指名停止、工事成績への反映）等を講じること。その手続き方法は別に定める。

## 6. その他

- 1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、支社等において、工事現場の立入点検の実施に関する情報や他の発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めること。
- 2) 工事従事実績確認検索システムによる専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS 登録の受領書を早期に提出させること。（ニ）
- 3) 施工体制台帳の活用に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。

## 7. 補足

この要領のうち、「5. 工事現場における施工体制の点検等」の具体については、別添 1 「施工体制点検マニュアル」による。

### 附 則(イ)

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

### 附 則(ロ)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則(ハ)

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

### 附 則(ニ)

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

別記様式

文 書 番 号

平成 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿  
(〇〇都道府県知事 殿)

西日本高速道路株式会社〇〇支社  
支社長 ○ ○ ○ ○ 印

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 11 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第 11 条に基づき、下記の通り通知します。

なお、本件について、建設業法に基づく処分等の結果に関しては、当方まで連絡願います。

記

1. 工事名及び施工場所
2. 契約者名
3. 受注者名  
代表者名  
住所  
建設業許可番号
4. 法第 11 条に該当すると疑うに足りる事実について
5. 本件連絡先

※ 本様式による通知前に、建設業許可部局等と調整すること。

以 上

## 1. 点検

監督員は、工事現場における施工体制の点検等については、次の項目及び頻度で行うものとし、点検結果は別添 2 に取り纏め、しゅん功検査まで保管しておくものとする。

点検にあたっては、別添 3 施工体制台帳等活用マニュアル（抜粋）（施工体制台帳の作成等について・国土交通省土地・建設産業局建設業課長）」及び別添 4 施工体制確認強化リスト（当社独自）などを活用して点検し、しゅん功検査まで保管しておくものとする。なお、必要に応じて、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国土交通省）」なども参考にされたい。

確認項目	頻度	確認方法
1) 監理技術者資格者証の点検等	工事着手前	別添 4-1.
2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検等	工事着手前	別添 4-2.
3) 現場の常駐状況の点検等	月 1 回程度	別添 4-3.
4) 施工体制台帳等の点検等	施工前（施工体制台帳等提出・変更時）	別添 3-1.
5) 施工体系図の点検等	施工前（施工体制台帳等提出・変更時）	別添 3-1. 別添 4-4.
6) 施工体制の点検等	年 1 回程度	別添 3-3.4.5. 別添 4-5.
7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検等	年 1 回程度	別添 3-2.
【コリンズへの登録】	受注時、変更時、完成時	別添 4-6.
8) 社会保険等未加入対策の点検等	施工前（施工体制台帳等提出・変更時）	別添 3-1. 別添 4-7.

## 2. 疑義がある場合の対処方法

不適切な場合は、受注者に対して是正を求める。

監督員は、建設業法違反と疑うに足りる事実があり改善されないと判断した場合は、調査内容を事務所長に報告し、事務所長は支社長に書面で報告する。

支社長は、建設業法違反と疑うに足りる事実があるか否かの判断をするにあたって、あらかじめ事務所長からの報告内容について、技術審査会等に意見を求めるものとする。

支社長は、建設業法違反と疑うに足りる事実があると判断した場合は、本社の財務部長及び建設事業部長にその旨書面で報告した上で、当該建設業者が国土交通大臣許可業者の場合は建設業者の本店所在地を管轄する地方整備局長に対して、都道府県知事許可業者の場合は当該許可を受けた都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局等」という。）に通知するとともに、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じる。ただし、社会保険等未加入対策の点検等の結果を建設業許可部局等へ通知する場合は、財務部長から通知するものとする。

## 3. しゅん功時

監督員は、しゅん功検査時に現場における施工体制の把握結果を主任検査員に提出するものとする。

別添2 点検結果

工事現場における施工体制の点検表（総括表）

■工事概要

平成○年○月○日現在

支社等名	
事務所名	
工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
請負金額	千円
受注者名	
工事種別／ランク	
現場代理人	会社名： 氏名：
監理技術者・主任技術者	会社名： 氏名：
監理技術者・主任技術者	会社名： 氏名：
監理技術者・主任技術者	会社名： 氏名：

※1：監理技術者・主任技術者については、いずれか該当する方に○を付ける。

※2：現場代理人、監理技術者・主任技術者は工事請負契約書第10条に基づき通知された者の会社名及び氏名を記載する。

※3：上記に係る事項に変更が生じた場合は、適宜追記する。

■工事着手前の点検

実施日：平成 年 月 日

点検項目	点検内容	点検結果
1) 監理技術者資格者証の点検		
2) 同一性及び所属の点検		
所 見		

■受注時、変更時、完成時の点検

7) 工事カルテの登録の点検

点検日	点検内容	点検結果
所 見		

■工事施工中の点検 [1回/月程度]

3) 常駐の点検

点検日	監理技術者 ・ 主任技術者 氏名：	監理技術者 ・ 主任技術者 氏名：	監理技術者 ・ 主任技術者 氏名：	所見

※：監理技術者・主任技術者については、いずれか該当する方に○を付ける。

■工事施工中の点検 [当初及び変更時（施工体制台帳）]

4) 施工体制台帳の点検

当初・変更時	点 検 日	点検結果	所 見
当 初			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			



別添2 点検結果

5) 施工体系図の点検

当初・変更時	点検結果	点検結果	所 見
当 初			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			

8) 社会保険等未加入対策の点検

当初・変更時	点検結果	点検結果	所 見
当 初			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			

■工事施工中の点検 [1回/年程度]

6) 施工体制の点検

点検日	点検内容	点検結果	所 見

■工事施工中の点検 [1回/年程度]

7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検等

点検日	点検内容	点検結果	所 見

1. 点検表の記載は主任補助監督員が行う。
2. 点検結果欄には、専任状況等について点検した結果を○又は×で記入する。
3. 各所見欄は、疑義又は問題ありの内容について記載する。
4. 施工体制台帳及び施工体系図の点検の変更時とは、施工体制の変更時であり、設計変更時ではない。
5. 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。

## 施工体制台帳等のチェックリスト

### 1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント(事前確認)

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか(建設業法施行規則第14条の2)。		
<b>項目</b>	<b>結果</b>	<b>備考</b>
・ 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・ 建設工事の名称、内容及び工期		
・ 健康保険等の加入状況		
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し)		
・ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為については発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)		
・ 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・ 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し)		
・ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)		
・ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・ 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
・ 下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		

別添3 施工体制台帳等活用マニュアル抜粋

チェックポイント	結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか(建設業法施行規則第14条の2第2項)		
項目	結果	備考
① 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し(公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)		必ず、書面であること。
・ 下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
① 工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法		支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑪ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑫ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑬ 契約に関する紛争の解決方法		
② 全ての再下請通知書		
・ 再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		(施行規則第14条の4)
① 下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
② 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		
③ 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		

別添3 施工体制台帳等活用マニュアル抜粋

④ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・ 工事の名称、内容、工期		
・ 請負契約を締結した年月日		
・ 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)		
・ 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し)		
・ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・ 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・ 再下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		

③ 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し(専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。)		
④ 主任技術者又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
⑤ 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
(3) 元請の施工範囲等を確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。)		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者(元請が地元の場合)又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請に代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(5) JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

## 施工体制台帳等のチェックリスト

## 2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか(建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第15条第1項)。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など。
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか。(建設業法施行規則第14条の3)。		掲示文の例は以下参照。

## 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

別添3 施工体制台帳等活用マニュアル抜粋

<p>(3) 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>		<p>公衆の見易い場所に(建設業法第40条)①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名(建設業法施行規則第25条)が記載された標識かどうか確認。</p>
<p>(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>		<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿(中小企業退職金共済法施行規則第90条)を提出させる。</p>
<p>(5) 労災保険に関する掲示の確認</p>		<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。(労働者災害補償保険法施行規則第49条)</p>

## 施工体制台帳等のチェックリスト

### 3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか(建設業法第24条の7)。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者(監督員)への提出が義務づけられている(入札契約適正化法第15条第2項)。
(2) 発注者(監督員)に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。 追加、変更についても、その内容を確認すること。
・ 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか(建設業法施行規則第14条の2第1項)。		
・ 施工体制台帳の添付書類は揃っているか(建設業法施行規則第14条の2第2項)。		
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・ 事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認 ・ 直営施工個所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認		・ 実際の直営施工個所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・ はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。 ・ 実際の直営施工個所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

## 施工体制台帳等のチェックリスト

### 4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) <u>主任技術者又は監理技術者に関し、以下の事項について確認(その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。)</u>		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならない(建設業法第26条第3項、第4項)。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない(建設業法第26条第5項)。
① 当該主任技術者又は監理技術者の現場専任制の確認		日報等で専任制の確認を行う。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。
② 当該主任技術者又は監理技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者又は監理技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者又は監理技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実にやっているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照



## 施工体制台帳等のチェックリスト

### 5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う(平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。)
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず(建設業法第26条)、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照

(別紙1)技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者:以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴(裏書)</li> <li>② 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</li> <li>③ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</li> </ul> <p>主任技術者:以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</li> <li>② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</li> </ul>		<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成等)が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要(在籍出向者、派遣社員は認められない)。</p>
<p>(1) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者:以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴(裏書)</li> <li>② 健康保険被保険者証の交付年月日</li> </ul> <p>主任技術者:健康保険被保険者証の交付年月日より確認</p>		<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等(注1)が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更(注2)があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であつても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。</p> <p>注1:建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人</p> <p>注2:合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>

別添3 施工体制台帳等活用マニュアル抜粋

(別紙2)技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取り。

## 施工体制確認強化リスト

### 1. 監理技術者資格者証の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 監理技術者の配置を確認する		
<b>項目</b>	<b>結果</b>	<b>備考</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者本人による監理技術者資格者証の携帯</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争参加資格確認申請書又は技術資料(以下「申請書等」という。)に記載された監理技術者、工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者と比較して、氏名、資格名、登録番号、所属建設業者が同一である</li> </ul>		同一性又は所属に疑義がある場合は、監理技術者本人、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写し)(以下「雇用証明書類」という。)の提出を求める。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業の種類、資格者証の有効期間</li> </ul>		建設業の種類、有効期間に疑義がある場合は、監理技術者本人、元請会社に説明を求めるとともに、所定の資格を有する監理技術者の配置を求める。また、監理技術者証発行部局((一財)建設業技術者センター。以下同じ。)に問い合わせる。

### 2. 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 監理技術者の同一性及び所属を確認する		
<b>項目</b>	<b>結果</b>	<b>備考</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書等に記載された配置予定の監理技術者等及び工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者等の氏名、資格の名称、資格の登録番号及び所属建設業者名を照合して、全ての書類において同一人であり、元請負会社に所属する者である</li> </ul>		同一性又は所属に疑義がある場合は、監理技術者等本人、元請会社に説明を求めるとともに、雇用証明書類の提出を求める。また、監理技術者証発行部局に問い合わせる。

### 3. 現場の常駐状況の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 監理技術者の常駐状況を確認する		
<b>項目</b>	<b>結果</b>	<b>備考</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場点検等により、専任の監理技術者等の常駐状況</li> </ul>		監理技術者等の常駐状況に疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やすこととし、必要に応じて本人に不在の理由を聞く
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼夜連続の工事など監理技術者等の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況、連絡体制</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同企業体の場合は、全ての構成員の監理技術者等の現場への常駐</li> </ul>		

## 施工体制確認強化リスト

### 4. 施工体系図の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳の記載事項と一致している		
(2) 提出された施工体系図と同一のものが当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられている		
(3) 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(建設業法施行規則第14条の6第1号及び第2号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載している。		
(4) 工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者等又は現場代理人が常駐する事務所等に施工体系図が掲示している		

### 5. 施工体制の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 監理技術者の常駐状況を確認する		
<b>項目</b>	<b>結果</b>	<b>備考</b>
・ 工事現場点検等により、専任の監理技術者等の常駐状況		監理技術者等の常駐状況に疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やすこととし、必要に応じて本人に不在の理由を聞く
・ 昼夜連続の工事など監理技術者等の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況、連絡体制		
・ 共同企業体の場合は、全ての構成員の監理技術者等の現場への常駐		
(2) 一括下請負について様式1、2により確認する(年度予定出来高約50%超えた時点)		
<b>項目</b>	<b>結果</b>	<b>備考</b>
様式1により調査の結果、元請負人の実施割合が50%未満の場合で、次に掲げる事項の一つに該当した場合は、重点調査(施工体系)(様式2)を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 請負金額が7億円以上で最大契約額の一次下請負人が元請契約額の50%以上のとき</li> <li>b. 同業種の同規模以上の会社が一次下請に存在するとき</li> <li>c. 隣接工事に同一会社が下請に存在するとき</li> <li>d. 低入札対象工事であるとき</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【重点調査】</b>様式2による調査</li> <li><b>【様式1のa又はbに該当する場合】</b> 一次下請負人の役割分担(管理業務及び施工)及び元請の指導内容について元請負人よりヒアリング(必要に応じて当該下請負人よりヒアリング)を行い、当該下請負人の主任技術者の所属及び専任について点検する。</li> <li><b>【様式1のc又はdに該当する場合】</b> 当該下請負人又は最大三次下請負人までを調査対象とし、当該下請負人の役割分担(管理業務及び施工)及び元請の指導内容について元請負人よりヒアリング(必要に応じて当該下請負人よりヒアリング)を行い、当該下請負人の主任技術者の所属及び専任について点検する。</li> </ul>		

# 施工体制確認強化リスト

## 6. コリンズへの登録の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 工事情報又は配置技術者に変更があった場合は、共通仕様書の規定に基づき適切に登録している		

## 7. 社会保険等未加入対策の点検等

チェックポイント	結果	備考
(1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全ての社会保険に加入している(当該届出の義務がない者を除く。)		

年 月 日

**施工体制台帳**

[会社名] \_\_\_\_\_

[事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 発注者住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

健康保険等の加入状況	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法
--------------	----------------

監督員名	権限及び意見 申出方法
現場 代理人名	権限及び意見 申出方法
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任
専任 技術者名	資格内容
資格内容	専任 技術者名
担当 工事内容	資格内容
	担当 工事内容

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称及び 工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
契約日	年 月 日

建設業の可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名 主任専任	雇用管理責任者名
資格内容	
担当工事内容	

全ての下請負人の社会保険等の加入状況を確認

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

別添4 施工体制確認強化リスト

様式1

一括下請負に関する調査

■施工体系に着目した点検（年度予定出来高が50%以上を超えた時点）

	点検項目	説明	点検内容
1	一次下請負契約金額合計（千円）	点検時点における累計一次下請負契約金額（千円）を記入	
2	元請実施額（元請契約額－下請額、百万円）	元請契約額： 千円	
3	元請実施割合（元請実施額／元請契約額）	50%以上は終了、50%未満は4以降の調査へ	

（以下の体系のいずれかに該当する場合は、重点調査（施工体系）へ

4	a. 請負金額が7億円で最大契約額の一次下請負人が元請契約額の50%以上のとき（①YES、②NO）	①の場合は一次下請負人名を記入	
5	b. 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請に存在（①YES、②NO）	①の場合は一次下請負人名を記入	
6	c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在（①YES、②NO）	①の場合は当該会社名及び当該会社に係る一次下請負人名並びに2つの工事の請負契約額及び下請契約額をそれぞれ記入	
7	d. 低入札価格調査対象工事（①YES、②NO）	①の場合は点検時点における累計契約額が最大の一次下請負人名を記入	

別添4 施工体制確認強化リスト

様式2

一括下請負に関する調査（重点調査）

※様式1の重点調査が必要と判断した場合に調査する項目

◎重点調査（施工体系）（様式1の4又は5に該当する場合）  
下請負人に着目した点検（一次下請のみ）

No	点検項目	説明	内容
1	該当会社の社名	調査項目4又は5で抽出された会社名	
2	1の主任技術者の所属及び専任（①疑い無し、②疑義、③疑い有り）	②の場合は重点調査（施工体系）を継続、③の場合は支社等の長に調査結果を報告	
3	1の請負金額（百万円）		
4	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事	
5	該当会社からの再下請会社の数		
6	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（建設業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義が場合に、元請負人の意見を聞く。	
7	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。	
8	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①疑い無し、②判断困難、③疑い有り）	①の場合は終了、②の場合は重点調査（施工体系）を継続、③の場合は支社等の長に調査結果を報告	

◎重点調査（施工体系）（様式1の6又は7に該当する場合）  
下請負人に着目した点検（最大三次下請まで調査）

No	点検項目	説明	内容
1	該当会社の社名	調査項目6又は7で抽出された会社名	
2	1の主任技術者の所属及び専任（①疑い無し、②疑義、③疑い有り）	②の場合は重点調査（施工体系）を継続、③の場合は支社等の長に調査結果を報告	
3	1の下請負次数		
4	1の請負金額（百万円）		
5	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事	
6	該当会社からの再下請会社の数		
7	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（建設業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。	
8	当該下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。	
9	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①疑い無し、②判断困難、③疑い有り）	①の場合は終了、②の場合は重点調査（施工体系）を継続、③の場合は支社等の長に調査結果を報告	



別添4 施工体制確認強化リスト

(参考)

一括下請負の判定の目安

		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4 (下請の一括下請負)
ケース内容		主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース。  ★ 元請(管理業務) → 一次下請(主たる部分を請負。直営施工なし) → 二次下請(実質施工) / 二次下請 / 一次下請(従部分)	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。  ★ 元請(管理業務) → 一次下請A(工事量:大) → 二次下請 / 一次下請B(工事量:小) → 二次下請	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請負人と一次下請負人の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース。  ★ 元請A → 一次下請C → 二次下請 / 元請B → 一次下請C → 二次下請	下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース。  ★ 元請 → 一次(役割分担不) → 二次 → 三次(実質施工) / 一次 → 二次 → 三次(実質施工)
元請負人の実質関係の状況	ア: 全体実施	①【元請負人のみ実質関与】 ・一次下請負人の業務が不明確で介在が不適切と判定。 一括下請負の疑義有(元請及び一次下請)	⑤ 一括下請負の疑義無 (特定の一次下請負人が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検)	⑦ 元請負人の実質関与に係る点検結果に関わらず一括下請負の疑義有(元請及び一次下請)	⑧【主任技術者の専任が認められる。】 ・専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 一括下請負の疑義無
	イ: 部分実施	②【一次下請負人は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)】 一括下請負の疑義無 (専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合はイと同様でないか注意して点検)	⑥・一次下請負人が直営施工と元請負人が行うべき管理業務を実施していると判定。 一括下請負の疑義有(元請及び一次下請)		⑨・専門工種の管理指導上の必要性が認められない、実質関与をしていない。 一括下請負の疑義有(一次下請及び二次下請)
	ウ: 関与していない	③・一次下請負人は元請負人の補助もしくは代行業務を実施と判定。 一括下請負の疑義有(元請及び一次下請)	④ケースに関わらず一括下請負の疑義有		⑩【主任技術者の専任が認められない】 一括下請負の疑義有(一次下請及び二次下請)
判定に当たっての留意点		※ 「専門工種」;「土木工事一式」「建築一式工事」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。 ※ ②に関する判断要素;主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど(発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど)②とは考えにくい。			※ ケース1からケース3が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、ケース4に例示した施工体系の場合は、一般に⑨もしくは⑩に該当すると考えられる。 ※ 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。なお、専任は、請負金額3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事について必要である。

※一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が点検対象となる。

★疑義対象となる下請負人